

特 別 委 員 会 調 査 報 告

令和 8 年 6 月 8 日

薩摩川内市議会
議員定数等調査特別委員会
委員長 松 澤 力

1 委員会の開催日

令和 7 年 1 0 月 2 0 日、1 1 月 1 7 日、1 2 月 1 5 日、令和 8 年 1 月 1 6 日、
3 月 1 6 日、4 月 1 4 日、4 月 2 8 日、5 月 1 8 日（8 日間）

2 調査事項

議員定数及び議員報酬に関する調査

3 調査の経過

- (1) 令和 7 年 1 0 月 2 0 日の委員会では、令和 5 年度設置の特別委員会における調査の経緯や、県内における報酬等の改定事例について確認を行った。

その後、調査の進め方について協議し、委員から「必ずしも先進地視察を前提とするのではなく、他自治体の改定背景を整理した上で検討すべき」との意見が述べられ、次回の委員会で改めて協議することとした。

- (2) 1 1 月 1 7 日の委員会では、調査の進め方について協議し、委員から「平成 1 9 年度以前の報酬水準に引き上げた後、改めて報酬の在り方を検討すべき」との意見が述べられ、委員間の自由討議を行った。自由討議では、「以前の報酬水準は、行政がかつて妥当と認めたものである」、「以前の報酬水準に戻すには市民が納得できる根拠が必要である」といった意見が述べられ、次回の委員会で改めて協議することとした。

また、先進事例を学ぶ手法については、「先進地を視察することで、財政状況や民意の反映方法を学ぶことができ、広い見識を得られる」という意見と「市町村ごとに状況は異なるため、議員報酬等の全国的な状況について、講師を招き勉強会を開催してはどうか」という意見が述べられ、いずれの手法をとるか、委員長に一任することとした。

その後、委員から職員の給与改定状況に関する資料を求める意見があり、事務局から当局と調整する旨回答があった。

なお、今後、類似自治体の整理に当たり、人口及び面積が本市に近い自治体が事務局から示され、今後の調査の参考とすることとした。

- (3) 1 2 月 1 5 日の委員会では、まず先進事例を学ぶ手法について、委員長から「行政視察は実施せず、議員勉強会の開催を議長に要請する」旨を報告し、その後、前回要望のあった職員の給与改定状況について、当局からの提出資料により、事務局から「職員の給与改定率は横ばいで推移してきたが、直近では 1 0 0 % を超えている」、「人件費は職員数の減少に伴い減少しているが、標準財政規模に大きな変化はなく、歳出増加により財政状況は厳しい状

態である」旨の説明があり、改めて「平成１９年度以前の報酬水準に引き上げた後、改めて報酬の在り方を検討すべき」との意見について、委員間の自由討議を行った。委員から「議員報酬に職員の給与改定率を反映した場合、以前の報酬水準と同程度になることは根拠になり得る」、「以前の報酬水準に戻すという考え方ではなく、これまでの特別職報酬等審議会で出された部課長級の給与を根拠とすべき」といった意見があり、次回の委員会で、これまでの同審議会の資料を確認することとした。

なお、議員定数について、委員から「本市は広い行政面積に加え、島しょ部も有しているため、これ以上定数を減らすことは、市民の声を減らすことと同義である」、「過疎地域の声を代弁する議員も必要であるため、安易に削減を進めることには問題がある」といった意見が述べられた。

- (4) 令和８年１月１６日の委員会では、まず、当局からこれまでの特別職報酬等審議会の経緯について説明を受け、その後、事務局から報酬基準額に関する全国市議会議長会の見解等について報告があった。

また、委員長から、立命館大学の教授を講師に招き、議員報酬及び議員定数に関する議員勉強会が２月６日に開催される旨報告した。

- (5) ３月１６日の委員会では、議員勉強会の振返りを行った後、調査の進め方について協議した。委員から「次回の委員会で一定のめどを立て、改選の１年前までには結論を出すべき」といった意見があり、次回の委員会では、これまでの協議や勉強会を踏まえ、その進め方を明確にすることとした。

- (6) ４月１４日の委員会では、まず、「平成１９年度以前の報酬水準に引き上げた後、改めて報酬の在り方を検討すべき」との意見について協議した結果、当該検討は行わないこととし、その後、議員報酬の改定について、市民の意向を把握し、市議会の意見を反映させる手法について協議を行い、次のとおり決定した。

ア 市民意見の把握については、審議会委員に各種団体の代表者が含まれていることから、アンケートや意見交換会は実施しないこととした。

イ 市議会の意見を反映させる手法については、市長に対し特別職報酬等審議会への諮問要請を行うこととした。委員から「審議会委員には議員経験者等を選任してもらいたい」、「市議会の意見を聴取してもらう環境を要望すべき」といった意見が述べられたことから、これらの事項を付した上で同審議会への諮問を要請することとした。

なお、議員定数については、議論が尽くされていないことから、特別職報酬等審議会における審議が行われている間、並行して委員会の調査を進めることとした。

- (7) ４月２８日及び５月１８日の委員会では、市長に特別職報酬等審議会への諮問を要請する際の要請事項について協議を行い、次のとおり決定した。

ア 審議会委員の選定に関する要請については、委員から「市民の多様な意見等を反映するために、審議会規則に基づく団体代表者以外の委員も選定

してもらいべき」との意見が出され、協議を行った。委員からは「審議会
は各種団体代表から委員が選定されていること自体が、市民の生活実態を
反映している」、「議会の要望を網羅することは現実的ではない」、「多
様な意見を求めることは申し添えても良いのではないか」といった意見が
出され、要請事項に「市民の多様な意見を反映できるよう委員を選任され
たい」旨を追加することとした。

イ 市議会の意見聴取の機会を設けてもらうことを要請することは、適当で
ないとして、要請事項には加えないこととした。

ウ その他、要請事項に加えるものとして、委員から「委員長の報酬上乗せ
についても協議する必要はないか」との意見が出され、他の委員からは
「委員長報酬については何も議論していない」、「委員長の職責や業務量
のほか、県内の市で唯一委員長報酬の上乗せがない現状を踏まえるべき」、
「審議会委員は、中間報告でこの議論を認識できるため、追加までする必
要はない」といった意見が述べられ、協議の結果、要請事項には加えない
こととした。

なお、市長に対する特別職報酬等審議会への諮問要請については、その
協議を別途議長にお願いする旨委員長が提案し了承された。